

一般社団法人 日本歯内療法学会 学会等参加記録登録システム運用規程

第1条

本規定は、一般社団法人日本歯内療法学会（以下「当学会」という。）における学会等参加記録登録システム（以下「本システム」という。）運用の基本を定めるもので、システムの信頼性・安全性・効率性を維持・向上するために関係者が遵守すべき基準とすることを目的とする。

第2条

本システムにおける情報の登録は、業務委託契約を行った一般財団法人 口腔保健協会の会員情報管理システム（以下「OHASYS」という。）を使用する。

第3条

口腔保健協会情報管理部への CSV データの提出、連絡は当学会事務局が担当する。
学会事務局は CSV データを 10 年間保管する。

第4条

一般社団法人日本歯内療法学会、専門医制度規程細則に記載された認定項目に該当する研修会やセミナーなど（以下「研修会など」という。）を開催する場合は、本システムを使用する。

第5条

研修会などにおいては、用紙による修了証などの発行を要しない。
修了証が発行された場合は、会員の備忘のためにのみ使用し、研修会などへの参加とはせず、OHASYS 上の研修参加登録記録のみを参加の証明とする。

第6条

本システムを利用する研修会などの主催者は、当学会の各種委員会、協力団体、および当学会の学術大会運営者とする。

第7条

OHASYS に反映された学会等参加記録が事実と異なる場合は、参加者あるいは登録された会員、善意の第三者からの異議申し立てを研修会など終了後 6 カ月の期間、メールまたは文章にて受け付ける。異議申し立ては当学会事務局が窓口になる。6 カ月を過ぎたものについては、いかなる理由があっても受け付けない。

第8条

主催者は研修会などへの参加の公平性確保に努めるとともに、不正行為が疑われる事案が発生した場合、事実認定を行ったうえで、デジタル化委員会と協議する。

その結果を理事会に提出、理事会にて審議を行う。審議に基づき適切な措置をとる。

第9条

研修会などへの参加やシステムの登録などに関して、故意と考えられる不正を行った会員は、専門医などの資格剥奪、一定期間の専門医などへの申請、資格の停止、研修会などへの参加記録の取り消しなどの措置を受ける。

第10条

本規程の改廃は、デジタル化委員会にて協議し、理事会の議決を得て、社員総会に報告する。

附則

- 1 本規程は、2023年1月1日から施行する